学校法人四国高松学園　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、女性の個性と能力が十分に発揮できることに加えて、職員全体が働きやすい職場環境を整備することによって、生き生きとしてそれぞれの能力を十分に発揮できる職場にするため、次のとおり行動計画を策定する。

１．計画期間　令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで

２．目標と取組内容

目標１　管理職における女性職員の比率を法人全体で40％以上とする。

【取組内容】

令和４年４月～

・女性職員の意見を反映し、能力が発揮できる職場の環境づくりを行う。

・管理職に対するワーク・ライフ・バランスに関する理解の醸成。

・教育職員については、管理職に占める割合を30％以上にする。